

事故等対応業務要領

(目的)

第1条 道路巡回要領に定める巡回時及び料金所並びに通行者から事故及び事件等（以下「事故等」という。）の連絡を受けた場合における静岡県道路公社（以下「公社」という。）への通報及び調書類の作成に関する事項を定め、事故対応の円滑化に期することを目的とする。

(事故等対応者の心構え)

第2条 事故等対応者は、自己の生命及び身体の安全を確保しその職務にあたるものとする。

- 2 事故等対応者は、事故等により負傷者を発見した場合には、救護又は必要な援助に努めるものとする。
- 3 事故等対応者は、事故等による災害防止措置に努めるものとする。
- 4 警察署の現場調査等には真摯に対応するものとする。
- 5 事故等の関係者に状況を確認し、立会いを求め或いは書面の記載等を求める場合には丁寧な説明を行い、誠実に対応するものとする。
- 6 速報及び調書類等は迅速に処理し、速やかに公社へ送付又は引継ぐよう努めるとする。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事故等に必要な措置 警察への通報、消防車及び救急車の手配、負傷者の救護又は必要な支援、後続車両等に対する二次災害の防止措置をいう。
- (2) 重大な事故 交通事故、管理瑕疵その他の事件等のうち、特に重大であると認められる第5条に規定するものをいう。
- (3) 特殊車両 道路法（昭和27年法律第180号）第47条第1項に定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度を超える車両又は道路運送法（昭和26年法律第183号）第63条に規定する保安上の供用制限を超える車両をいう。
- (4) 原因者 公社物件を損傷した場合において、その加害者をいう。

(業務)

第4条 事故等対応者は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事故等現場への出動及び現場確認
 - (2) 事故等に必要な措置
 - (3) 公社への通報（ただし、重大な事故に限る。）
 - (4) 速報及び調書類の作成及びこれに付随する業務
 - (5) 警察が行う現場調査等への協力
 - (6) 前号により作成した速報及び調書類の公社への送付又は引継ぎ
- 2 前項に掲げる業務を遂行することが困難であると認められる場合は、直ちに公社（休日、夜間等にあつては、予め指定された公社職員をいう。ただし、予め指定された公社

職員に連絡がとれない場合は、その他の公社職員を含む。)に連絡し、指示及び支援を求めるものとする。

3 事故等の場所が、料金徴収業務委託特記仕様書第2条に定める委託道路の全線(起点から終点までを含む。以下「委託道路」という。)以外の場所で発生していることが判明した場合には、直ちに、当該道路の管理者に通報し業務を引継ぐものとする。

4 第1項第4号に係る速報は、重大事故の場合に作成し、調書は原因者が不明の事故又は原因者が復旧費用を負担し若しくは復旧工事を施工する事故、その他委託道路内で発生した事故等の場合に作成するものとする。

(重大な事故)

第5条 前条第1項第3項に規定する事故等は次の各号に掲げるものとする。

(1) 交通事故関係

ア トンネル内での車両火災事故

イ 死亡事故(重傷を含む)

ウ 10台以上車両が関係した事故

エ 危険物積載車両の危険物漏洩もしくは車両火災

オ バスの乗客が死亡若しくは多数負傷(10名以上)した事故

カ 車両規制工事や路上作業中における人身事故

キ 道路外への逸脱、落下等により第三者被害が発生した事故

ク 積載物散乱やトレーラ横転等により長時間通行止めが想定される場合

ケ 逆走行為による人身事故

(2) 事件・管理瑕疵等

ア 爆破予告などテロ行為やバスジャック等の事件

イ 道路管理者の管理瑕疵の疑いがある事故等

ウ 道路本体や付属物の破損等による第三者被害(人身・物損)

エ 休憩施設内等道路区域内での火災

(3) その他

ア マスコミ取材を受けた事案

(ア) 現場実況中継での事故等報道

(イ) 飲酒運転による事故

(ウ) 子供が関連する事故等

イ 特殊車両が関係する事故

(調書類の作成)

第6条 第4条第1項第4号に規定する速報及び調書類は次の各号に掲げるものとする。

(1) 速報の様式は、様式第1号とする。

(2) 事故等の調書は、様式第2号とする。ただし、様式第2号を使用することが事故の性質上困難な場合はこの限りでない。

2 前項第2号に付随する業務として、原因者と復旧工事に関する説明又は打合せ並びに業務に支障をきたさない範囲で様式第3-1号(ただし、一般自動車道にあつては様式第3-2号)に掲げる誓約書の受領に関する業務を行うものとする。

3 第4条第3項に掲げる引継ぎを行った場合には、この旨を記録するものとする。

(提出期限)

第7条 前条第1項第1号に規定する様式は、直ちに公社が指定する場所へ送付するものとし、同項第2号に規定する様式は、原則として3日以内に公社へ引継ぐものとする。

(携行品及び貸与品)

第8条 事故等対応のため現地へ出動する場合は、別表第1号に掲げる物品を携行するものとする。

2 前項に規定する携行品のうち、別表第2号に掲げる物品については、公社が貸与するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 事故等の速報及び調書作成過程で得た個人情報は、事故等の関係者、公社以外の第三者へ提供しないよう注意して取扱うものとする。

別表第1号

事故等対応携行品一覧表

車両1台当りの携行品

物 品	数 量	摘 要
速報及び調書類	一 式	
筆記具	一 式	
写真機	1 台	
コンベックス	1 個	
保安ロープ	1 巻	
セーフティコーン	3 本	
停止表示機材	1 個	
方向指示板	1 個	
事故処理中表示板	2 個	
油吸着材	1 袋	
消火器	1 本	
ヘルメット	2 個	
安全ベスト	2 着	
通信機器	1 台	
懐中電灯	1 個	
箒	1 本	
スコップ	1 個	
保安ライト	1 本	
手旗（赤白）	1 組	
チリトリ	1 個	
火ばさみ	1 個	
ビニル袋	1 枚	

別表第2号

事故等対応貸与品一覧表

物 品	数 量	摘 要
写真機	1 台	
コンベックス	1 個	
保安ロープ	1 巻	使用分は返却する必要はない。
セーフティコーン	3 本	
停止表示機材	1 個	
方向指示板	1 個	
事故処理中表示板	2 個	
油吸着材	10 k g	使用分は返却する必要はない。
消火器	1 本	使用分は返却する必要はない。
ヘルメット	2 個	
安全ベスト	2 着	
懐中電灯	1 台	
箒	1 個	
スコップ	1 個	
保安ライト	1 本	
手旗 (赤白)	1 組	
チリトリ	1 個	
火ばさみ	1 個	

注) 伊豆スカイラインにあっては、上記表の2倍の数量を貸与する。

整理番号 (会社にて記す)	
------------------	--

誓 約 書

令和 年 月 日

静岡県道路公社

様

事業主 (保護者)	所在地 (住所)	
	代表者名 (氏名)	
	会社名 (本人との関係)	
	(連絡先)	
本人	本籍	
	現住所	
	氏名	
	(連絡先)	

令和 年 月 日 時 分頃、当方の不注意により、貴公社の管理する下記1～2に
 損傷・汚損を与えましたが、道路法第58条の規定に基づき、復旧に必要な費用を負担することを誓約
 いたします。道路法第22条の規定に基づき、復旧する事を誓約いたします。

なお、復旧の結果、既存物が発生した場合においては、その帰属は下記3のとおりとします。

記

1 損傷・汚損箇所

2 損傷・汚損物件及び数量

3 残存物の帰属

(イ) 原因者が引き取る。

(ロ) 公社の帰属とする。

(イの場合、令和 年 月 日までに引き取らない場合は公社の帰属とし、残存物の処理
 に必要な費用は一切当方で負担します。)

整理番号 (公社にて記す)	
------------------	--

誓 約 書

令和 年 月 日

静岡県道路公社

様

事業主 (保護者)	所在地 (住所)	
	代表者名 (氏名)	
	会社名 (本人との関係)	
	(連絡先)	
本人	本籍	
	現住所	
	氏名	
	(連絡先)	

令和 年 月 日 時 分頃、当方の不注意により、貴公社の管理する下記1～2に
損傷・汚損を与えましたが、静岡県道路公社一般自動車道供用約款第13条の規定に基づき、復旧に必
要な費用を負担することを誓約いたします。

なお、復旧の結果、既存物が発生した場合においては、その帰属は下記3のとおりとします。

記

1 損傷・汚損箇所

2 損傷・汚損物件及び数量

3 残存物の帰属

(イ) 原因者が引き取る。

(ロ) 公社の帰属とする。

(イの場合、令和 年 月 日までに引き取らない場合は公社の帰属とし、残存物の処理
に必要な費用は一切当方で負担します。)

件名	現場位置及び当該路線の位置が分かる地図 (縮尺1/50,000以上)			
路線名				
会社名				
事務所名(課名)				
報告者名				
電話番号				
FAX番号				
事故発生日時				
災害発生箇所 (〇〇地内)				
事故状況	現場状況のポンチ絵 (縮尺1/500以上)			
被害報告				
交通規制の状況 (時間・区間名)				
マスコミの動向				
その他の (収集できる限りの情報)			事故に関する情報	
			警察	消防・救急

